

災害時には普段からの訓練が大切です

災害は人ごと、対岸の火事だと思っていまいませんか。しかし、地震や豪雨の多いこの国に住む私たち。いつ起こるか分からない自然災害の驚異を知らないはずはありません。だからこそ普段の備えが大切なのです。

防災の日に合わせ、防災意識を向上させる取り組みとして8月29日、9月6日防災訓練が各地区で行われました。先月11日に駿河湾を震源地とする地震が発生し、山梨県内でも各地で震度4を観測する揺れが起きたばかりで、地震の怖さを改めて知らされることも、大規模地震の発生に備える気運が高まる中での実施でした。

六郷岩間地区の避難所運営訓練では、町内に震度6強の大地震が発生したとの想定で訓練が行われました。会場となった六郷中学校体育館では、自衛隊や警察署、消防団や、NTTなどのライフラインを支える企業、地元自治会・自主防災組織、町日赤奉仕団、社会福祉協議会など約500人が参加し、炊出しや物資の供給方法など災害時における様々な状況を想定し有事に備え訓練が行われました。



▲役場本庁舎ではテレビ会議システムにより町内各地の情報が集められる



▲実際の災害時にも避難所となる六郷中体育館には災害発生(訓練)の放送と共に訓練参加者が集まった



▲避難所での食料配分はもっとも大切な確認事項のひとつ



▶日赤奉仕団による炊き出し。普段から訓練を重ねていけるせいか手際よく仕事をこなしていく



▲有事の際ボランティアの支援はとても大きい。社会福祉協議会では重大な災害が発生した場合、災害ボランティアセンターを設置する



市川第12区
区長
高井金次 さん

知識と経験を身につけておく

市川第12区では区の成立以前から、毎年地域で防災の日前後に様々な訓練を行っています。今年も役場跡地にて起震車での地震体験やAEDの講習会を行い、たくさんの地域住民が集まりました。やはり一番大切だと感じるのは、災害に備えての準備や体験を普段から積んでおくことだと思います。消火栓の整備や使い方、AEDもそうですが初めてよりも、一度だけでも使ってみた経験があることで有事の時には大きな知識になると思います。

第45回山梨県消防団員操法大会

9・6 峡南支部を代表して本町消防団
第8分団が小型ポンプ操法の部で出場

地域を守る偉大なるボランティア「消防団員」が
47日間の練習を終え大会に挑む



(右) 操法は大勢の消防団関係者が見守る中で披露された。(左上) タイム記録上最後の鍵を握る指揮者による放水(右下) 練習では厳しい顔を見ることが少なくなかった渡辺将人第8分団長。(左下) 緊張感たっぷり本番直前の選手たちの様子。

「なぜ俺が?」「今年の夏はないじゃないか!」大会の練習が始まる前、多くの選手から聞かれた不満。それもそのはず、渡された練習日程表は5月18日から大会本番の9月6日までの約4カ月、毎週3回のペースでカレンダーが黄色く塗りつぶされていた。つまりそれが練習日を表していたのだ。その日数、実に47日。

ポンプ操法とは配置されたポンプとホースを接続し火点に見立てた標的を放水で倒す競技。それをいかに早く、かつ正確に、さらには美しく操作しなければならぬ。空手で例えれば団体型のようなもの。

練習はまず体を慣らすためランニングとダッシュ、準備体操から始まる。指導は北部消防署の署員や、手伝いとして毎回練習に集まる団員たち。ときおり分团长から激が飛び、練習は真剣そのもの。日を増すごとに厳しくなっていく練習でも、成果が目に見えて表れてきた団員たちは、ほとんど愚痴をこぼさなくなっていた。

向かえた大会当日、緊張した中にも、こころなしか自信がうかがえる表情を浮かべている選手たち。そして始まった操法の本番。練習どおりの機敏な動きと正確な動作で、大きなミスもなく操法終了。結果こそ8団体中6位と振るわなかったが、3位入賞チームとはその差わずか1点と胸を張る記録だった。

全ての動作を終えてもわずか6分足らずの操法だが、この数分のためにかけた47日間の練習は、選手にも団員にも大きな成果を残したはず。操法が終わった安堵感からか、いつもより饒舌になっっている選手たちの姿が印象的だった。

今回の大会は、第8分団で普段から小型ポンプを扱っている3つの部の中から、それぞれ代表を2、3人づつ選抜し2チームを編成(1チーム4人)する形で練習を進めてきました。操法の本番を終えた団員たちに感想を語ってもらいました。

伊藤末広指揮者▽皆で一つの目標に向かう大切さを実感できたことがうれしいです。結果はいいのですがベストを尽くせたので後悔はしていません。

水野秀康1番員▽泣いても笑ってもこれが最後と素直な気持ちでできたのがよかったのか、ミスもなく終わりました。とにかく今は終わってホッとしています。

遠藤直樹2番員▽仕事が忙しく、練習も遅れがちでみんなに迷惑をかけてしまいました。本番ではいつも以上に実力が出せたので満足しています。

渡邊理3番員▽急遽、正選手になったり、終盤になって可搬ポンプの変更があったりと苦労しました。悩むこともありましたが自分なりに頑張ったと思います。

中山巨3番員▽仕事の都合で納得がいくまで練習ができず少し後悔しています。当日は分团长の計らいで補助員として参加することができ、とても感謝しています。

内田千章指揮者▽選手として出たかったのが素直な気持ちですが、一緒に苦労した仲間たちが本番で堂々と演技するのを見て素直に尊敬したし感動しました。

赤池大介1番員▽足の速さを期待されていた1番員候補でしたが、古傷の影響もあり実力が出し切れず残念です。ポンプ操法の奥深さが少しわかった気がします。

伊藤文明2番員▽練習や操法が思いどおりにうまくできず、皆に迷惑をかけた面もありました。よい経験になったので、これからも消防団活動を頑張ります。

練習や大会の様子は町HPでも見ることができます。

出産育児一時金についてのお知らせです

【問い合わせ】町民課国保老健係 ☎ 055-272-1105

出産育児一時金が42万円に引き上げられます

10月1日以降の出産に対し、出産育児一時金は4万円引き上げられ42万円になります。

※産科医療補償制度対象外の場合は39万円

現在の出産に要する費用実態から、被保険者の経済的な負担を軽くし、安心して出産できるように、緊急的な少子化対策として見直されました。この制度は平成23年3月31日までの出産が対象です。

平成23年4月1日以降の出産に対しても、引き続き検討を行っており、状況に応じた措置がされる予定です。



10月1日から
38万円 → 42万円
出産育児一時金

出産費用の直接支払制度が始まります

出産費用の直接支払制度とは、出産育児一時金が医療機関などへ直接支払われる仕組みのことです。これまでは、出産者が退院時に一旦医療機関に支払いを済ませ、後日、保険者に対して申請することで給付が行われてきました。この仕組みだと一時的とはいえ、出産者は多額の現金を用意する必要がありました。

しかしこれからは、保険者から直接医療機関に支払いを行うため、出産者が医療機関に費用を支払う必要はなくなります。

※今までの同様、出産後に保険者から出産育児一時金を受け取る方法を選ぶこともできます。

※出産費用が42万円を越える場合は、その差額分を医療機関などにお支払い下さい。42万円未満の場合は、申請することでその差額分が本人に支払われます。

手続きも簡単になりました

これまでも出産育児一時金受取代理制度がありましたが、出産者が保険者から申請書を受け取り、医療機関などから必要な証明を受け、再度、保険者に申請しなければならなかったため、面倒な手続きが必要でした。

新しい制度では、妊婦定期検診時などに医療機関から説明を受け、書面を取り交わすことで手続きは完了します。

新しく創設された直接支払制度は、経済的負担ばかりでなく、手続きでの負担も軽減されたものになっています。



高額療養費特別支給金について

75歳になられる方は、その誕生月には今まで加入していた健康保険と75歳以上で加入する「後期高齢者医療保険」の2つの医療保険に加入することになります。

今年(平成21年)の1月以降は、措置が講じられ問題がなくなりましたが、昨年までは75歳の誕生月には、それぞれの健康保険に加入していた時期で自己負担限度額が計算されてしまうため、高額医療

の対象になる金額が、他の月に比べて増加してしまうことがあります。(左上図)

今回の高額療養費特別支給金は、平成20年4月から12月までに75歳になられた方について再度計算し、多く支払われていた方にはその差額を支給するものです。

また、社会保険などに加入していた方が75歳になり、その被扶養者が国民健康保険に加入することになった場合も、同様に支給の対象となります。

後期高齢者医療保険に加入する直前に国保に加入していた方で、支給の対象となる方には、町からお知らせをいたします。

平成22年1月29日(金)までに同封の申請書に必要事項を記入のうえ提出をお願いします。

やむを得ない事情で、期限までに申請できない場合は、必ず連絡をお願いします。

【問い合わせ】町民課国保老健係
☎ 055(272) 1105

平成21年度版子育て応援特別手当

昨年度に引き続き、21年度も実施することになりました

平成21年度版の子育て応援特別手当は、平成21年10月1日を基準日とし、平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた子どもがいる※1世帯に対して、対象となる子ども一人当たり3万6千円を1回限り支給する制度です。

※1 住民基本台帳、外国人登録原票上の世帯主に限ります。

様々な事情で、どうしても現在お住まいの市区町村に住民登録できないDV被害者の方について

いろいろな事情で、どうしても今お住まいの市区町村に住民登録できないDV被害者については、子育て応援特別手当の事前申請を受け付けます。

事前申請期間は、10月1日から10月30日までです。現在お住まいの市区町村へ「事前申請書」を提出して下さい。

「事前申請書」は、町役場のほか、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、厚生労働省ホームページなどで入手できます。

※添付書類としてDV被害者であることが確認できる書類などが必要になります。詳しくは町いきいき健康子育て支援係へお問い合わせ下さい。

※厚生労働省のホームページも参考にして下さい。
<http://www.mhlw.go.jp/>

※本町での申請の受付開始日は12月中旬頃を予定しておりますので、しばらくお待ち下さい。

【問い合わせ】いきいき健康子育て支援係
☎ 0556(32) 2114

無料相談会のご案内

一日合同行政相談所

国や県などの行政に対する苦情、要望などを受け付けます。いずれも相談は無料で、秘密厳守です。事前の予約は不要です。

【日時】10月20日(火)午前10時30分～午後3時
【場所】岡島ローヤル会館8階ゴールドルーム
【相談員】国・県・市の担当者や弁護士、司法書士、公証人など
■総務省山梨行政評価事務所 ☎ 0570-090110

全国一斉司法書士法律相談

司法書士会峡南支部、土地家屋調査士会峡南支部では、無料法律・登記相談会を開催します。

【日時】10月10日(土)午後1時～4時
【場所】三珠総合福祉センター和室
【内容】不動産の登記・相続、分筆、地目変更、境界問題、借金問題、遺言、離婚、債務整理、成年後見(認知症の方の財産管理など)、その他法律相談一般
■山梨県司法書士会 ☎ 055-253-2376

行政書士会・無料相談会

■県下一斉支部別無料相談会
【日時】10月17日(土)午前10時～午後4時
【会場】鯉沢町「鯉沢町総合福祉センター」
■山梨県行政書士会 ☎ 055-237-2601
■電話110番の開設
【日時】10月1日(木)午前10時～午後4時
■行政書士会事務局 ☎ 055-237-2601

県下一斉無料法律相談会

山梨県弁護士会では次のとおり「県下一斉無料法律相談会」を開催します。

※秘密は堅く守られます。
※申し込み制です。10月30日(金)までに町総務課庶務係までお申し込み下さい。1人30分以内・6人までです。定員になりしだい締め切ります。
【日時】11月11日(水)午後1時～4時
【場所】役場本庁舎2階第2会議室
■町総務課庶務係 ☎ 055-272-1102

秋の行政相談週間

～10月19日から25日の期間は「秋の行政相談週間」です。～
行政相談は、行政に対する苦情や意見・要望などを受け、その解決や実現を図るもので、行政相談委員が皆さんの相談を受けます。相談は無料で秘密は守られます。町では、毎月定例で役場本庁舎および六郷支所で行っています。(詳しくは19ページをご覧ください)
■町総務課庶務係 ☎ 055-272-1102

法務局の業務なんでも無料相談所

法務局の業務に関するどんな相談にもお答えします。秘密厳守、事前の予約も不要です。
【日時】10月25日(日)午前9時～午後3時30分
【場所】甲府地方法務局4階会議室
【相談内容】土地・建物・会社等の登記手続き、土地の境界、相続問題、遺言等、いじめ、体罰 ほか
【その他】登記申請の手続きになどはこちらへ。
HP : <http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>
■甲府地方法務局 ☎ 055-252-7151



住民税の年金からの引き落としが始まります

65歳以上の年金受給者で、住民税を納税されている方にお知らせです。

10月支給分から

これまで納付書や口座振替により納付していただいた公的年金に係る個人住民税を、公的年金から引き落としさせていただく制度が10月から始まります。

この制度は、年金受給者の納税の手間を省くために納税方法を変更するものですので、新たに税が増えるものではありません。

Q 対象になるのはどんな人？

その年の4月1日現在、年齢が65歳以上の年金受給者で、前年中の公的年金所得に係る個人住民税の納税義務のある方です。
※ただし、「介護保険料が年金

から引き落とされない方」「引き落としされる個人住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方」などは対象になりません。

Q どこから引き落とすの？

老齢基礎年金、または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金などです。障害年金や遺族年金などの非課税の年金からは個人住民税の引き落としはされません。※また厚生年金、共済年金、企業年金などの、いわゆる2階・3階部分の年金からは引き落としはされません。

Q 引き落としされる住民税額は？

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した個人住民税額のみです。対象となる方に給与所得や事業所得から計算した個人住民税額がある場合、その部分は今までと同様、給与からの引き落とし、納付書によって納める方法、また口座振替により納めていただ

くこととなります。

Q 引き落としはいつから？

今年の10月支給分の年金から引き落としが始まります。

※平成21年度の公的年金に係る住民税の納付方法は、

▽今年度の税額の半分は、6月と8月の2回に分けて、すでに納付書が発行されています。

▽残る半分の税額を10月、12月、平成22年2月の3回に分けて、公的年金からの引き落としにより納めていただきます。

【問い合わせ】町税務課 ☎ 055(272) 1104



障害のある方を対象にしたNHK放送受信料免除のお知らせ

NHK甲府放送局営業部では、障害のある方を対象にNHK放送受信料を免除しています。免除を受けるには申請が必要です。

【免除の条件】

■全額免除
▽世帯構成員に身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれかの方がいる世帯で、世帯員全員が町県民税非課税である場合。

■半額免除

▽視覚、聴覚障害者で世帯主である場合▽身体障害者手帳が1級または2級で世帯主である場合▽療育手帳がA判定で世帯主である場合▽精神保健福祉手帳が1級で世帯主である場合

【申請受付】 随時受け付けています。申請書は最寄りのNHK放送局、または町福祉支援課に備えてありますので、該当と思われる方は申請して下さい。

【申請先・問い合わせ】▽NHK甲府放送局営業部 ☎ 055(222) 1316
▽町福祉支援課福祉係 ☎ 055(272) 1106